

令和4年度



さいたま市

さいたま市職員採用試験 受験案内

【民間企業等経験者(技術職)】

令和5年4月1日採用予定

さいたま市人事委員会

試験の特徴

- ・ 公務員試験特有の“教養試験”は行いません。
- ・ 試験は土・日曜日に実施します。

第1次試験日 令和4年6月19日(日)

申込受付期間 令和4年4月25日(月)午前9時から5月13日(金)午後5時まで
(インターネットから申込みください。)

1 採用予定人員、職務概要及び採用予定日

試験区分	採用予定人員	職務概要	採用予定日
民間企業等経験者(技術職)	土木	5人程度 都市局や建設局、区役所等に配属され、道路、河川、公園、上下水道、都市計画、市街地整備等の業務に従事します。	令和5年 4月1日
	建築	2人程度 都市局や建設局等に配属され、建築工事の設計・監督、建築物に関する指導・審査、都市開発、都市計画等の業務に従事します。	
	電気	1人程度 環境局や建設局、水道局等に配属され、電気設備工事の設計・監督、維持管理、整備等の業務に従事します。	
	機械	1人程度 環境局や建設局、水道局等に配属され、機械設備工事の設計・監督、維持管理、整備等の業務に従事します。	

◆採用予定人員は、事業計画等により変更する場合があります。

試験の申込みをした人は必ず受験してください

さいたま市職員採用試験は、皆さんの申込みによって試験の準備が進められ、市民の方に納めていただいた税金を使って行われます。貴重な税金を有効に活用するためにも、試験の申込みをした人は必ず受験するようお願いいたします。

2 受験資格

次の(1)から(4)までのすべての要件を満たす人

- (1) 昭和38年4月2日～平成7年4月1日生まれの人
- (2) 次のそれぞれの試験区分の要件・資格に該当する人

試験区分		要件・資格
民間企業等経験者(技術職)	土木	民間企業等において土木工事の計画、設計、施工監理等に関する職務経験が直近10年(平成24年5月1日～令和4年4月30日)中に5年以上ある人
	建築	民間企業等において建築工事の計画、設計、施工監理等に関する職務経験が直近10年(平成24年5月1日～令和4年4月30日)中に5年以上ある人
	電気	民間企業等において電気設備工事の計画、設計、施工監理等又は施設の運転、維持管理等に関する職務経験が直近10年(平成24年5月1日～令和4年4月30日)中に5年以上ある人
	機械	民間企業等において機械設備工事の計画、設計、施工監理等又は施設の運転、維持管理等に関する職務経験が直近10年(平成24年5月1日～令和4年4月30日)中に5年以上ある人

◆民間企業等における職務経験には、会社員、自営業者、公務員等として1年以上継続して就業していた期間が該当します。ただし、短時間労働者(パート労働者)※としての期間、休職(育児休業、介護休業等を含む。)等で会社を休んでいた期間、さいたま市職員として勤務していた期間は該当しません。

※「短時間労働者(パート労働者)」とは、「1週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用される通常の労働者(正社員)の1週間の所定労働時間に比べて短い労働者」を言います。例えば、「パートタイマー」「アルバイト」「嘱託」「契約社員」「臨時社員」「準社員」等、呼び方は異なっても、この条件に当てはまる労働者であれば、「短時間労働者(パート労働者)」となります。

◆申込日現在でさいたま市職員(任期の定めのない職員に限る。)である人は、受験できません。

◆職務経験が複数の場合は、通算することができますが、同一期間内に複数の民間企業等で従事した場合は、いずれか一方のみの経験に限ります。

◆最終合格発表後、職務経験期間の確認のため、職歴証明書を提出していただきます。なお、直近10年中通算5年以上の職務経験期間の確認ができない場合は、採用されません。

- (3) 次のいずれかに該当する人

ア 日本国籍を有する人

イ 出入国管理及び難民認定法による永住者

ウ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法による特別永住者

- (4) 次のいずれにも該当しない人

ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人

イ さいたま市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人

ウ 日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

エ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている人(心神障害を原因とするもの以外)

3 試験日時・会場・合格発表

第1次試験(専門)及び論文(注)	6月19日(日) 着席時刻 午前9時20分 専門試験、経験論文試験、適性検査 終了予定時刻 午後3時30分	会場 市立中・高等学校 等 試験会場は受験票引換証で指定します。
注：論文は第1次試験日に実施しますが、採点は第2次試験で行います。 適性検査は第2次試験(面接)の参考資料とします。		
第1次試験合格発表	6月28日(火) (合格者のみ郵送で通知します。)	
第2次試験(面接)	7月30日(土) 31日(日)のいずれか (第1次試験の合格通知書で、面接の日時と会場をお知らせします。) (諸事情により変更となる場合があります。)	
最終合格発表	8月下旬 (合格者のみ郵送で通知します。)	

◆新型コロナウイルス感染拡大の影響により、試験日時等を変更する場合があります。

◆その他諸注意

- ア 第1次試験の着席時刻は予定です。受験票引換証で必ず確認してください。
- イ 面接カードはホームページからダウンロード・印刷し、事前に記入のうえ、第1次試験日に提出してください。
ダウンロードしたものは、A4サイズでおもて面と裏面を両面印刷し、使用してください。
- ウ 試験会場は、受験票引換証又は合格通知書に記載された会場となりますので注意してください。
- エ 合格者には文書で通知をしますが、不合格者への通知は行いません。また、合格者の受験番号については、ホームページで公開しますが、詳細については試験当日にお知らせします。ホームページアドレスは最終頁をご覧ください。
- オ エの通知は、郵便事故等により延着や不着の場合もありますので、可否はホームページにて確認してください。なお、電話や電子メール等による可否の問合せにはお答えできません。
- カ 試験会場及び会場の最寄り駅周辺で、可否連絡の受付等を行っている事例が見受けられますが、当人事委員会とは一切関係ありません。

4 試験結果の開示について

この試験の結果については、開示の請求をすることができます(受験者本人に限ります。)

開示請求のできる人	開示内容	請求期間	請求の方法
第1次試験不合格者	第1次試験の順位及び得点	それぞれの試験の合格発表日から1か月間(消印有効)	第1次試験の当日に配布する「採用試験個人別成績開示請求書」に必要事項を記入のうえ、受験票及び404円分の切手を貼ったあて先明記の返信用封筒(長形3号)を同封して、さいたま市人事委員会事務局に郵送してください。
第2次試験不合格者	第2次試験の総合順位、総合得点及び各試験科目の得点		

- ◆一定の基準に達しない試験科目がある場合には、順位は付きません。
- ◆電話や電子メール等による請求は受け付けません。
- ◆受験票を紛失した場合は、本人と確認できる顔写真付きの書類(運転免許証・旅券等)のコピーを同封してください。

5 試験方法・内容

試験方法		試験内容	
第1次試験	専門試験 <択一式 120分>	それぞれの職に必要な専門知識について、大学卒業程度の活字印刷文による筆記試験 【出題40問 全問解答】	
		区分	出題分野
		土木	数学・物理、応用力学、水理学、土質工学、測量、都市計画、土木計画、材料・施工
		建築	数学・物理、構造力学、材料学、環境原論、建築史、建築構造、建築計画、都市計画、建築設備、建築施工
		電気	数学・物理、電磁気学・電気回路、電気計測・制御、電気機器・電力工学、電子工学、情報・通信工学
	機械	数学・物理、材料力学、流体力学、熱力学、電気工学、機械力学・制御、機械設計、機械材料、機械工作	
第2次試験	経験論文試験 <記述式 60分>	民間企業等での職務経験、職務を通じて培った知識・能力に関して記述する筆記試験 【1,000字程度】	
	適性検査	職務に対する適応性についての検査(面接試験の参考とします。)	
	面接試験	個別面接による試験(主として人物、性格、識見等についての面接)	

- ◆第2次試験の経験論文試験及び適性検査は第1次試験日の6月19日に行います。
- ◆第2次試験の合格者(最終合格者)は、第2次試験の成績により決定します(第1次試験の成績は反映されません。)。なお、第2次試験のそれぞれの試験科目において一定の基準に達しない人は、他の成績にかかわらず不合格となります。
- ◆新型コロナウイルス感染拡大の影響により、試験内容を変更する場合があります。

6 試験科目別の配点

第1次試験	第2次試験		
専門試験	経験論文試験	面接試験	合計
200	100	400	500

7 受験申込方法（インターネットのみ受付） ◆面接カードは事前に記入のうえ、第1次試験日に提出してください。

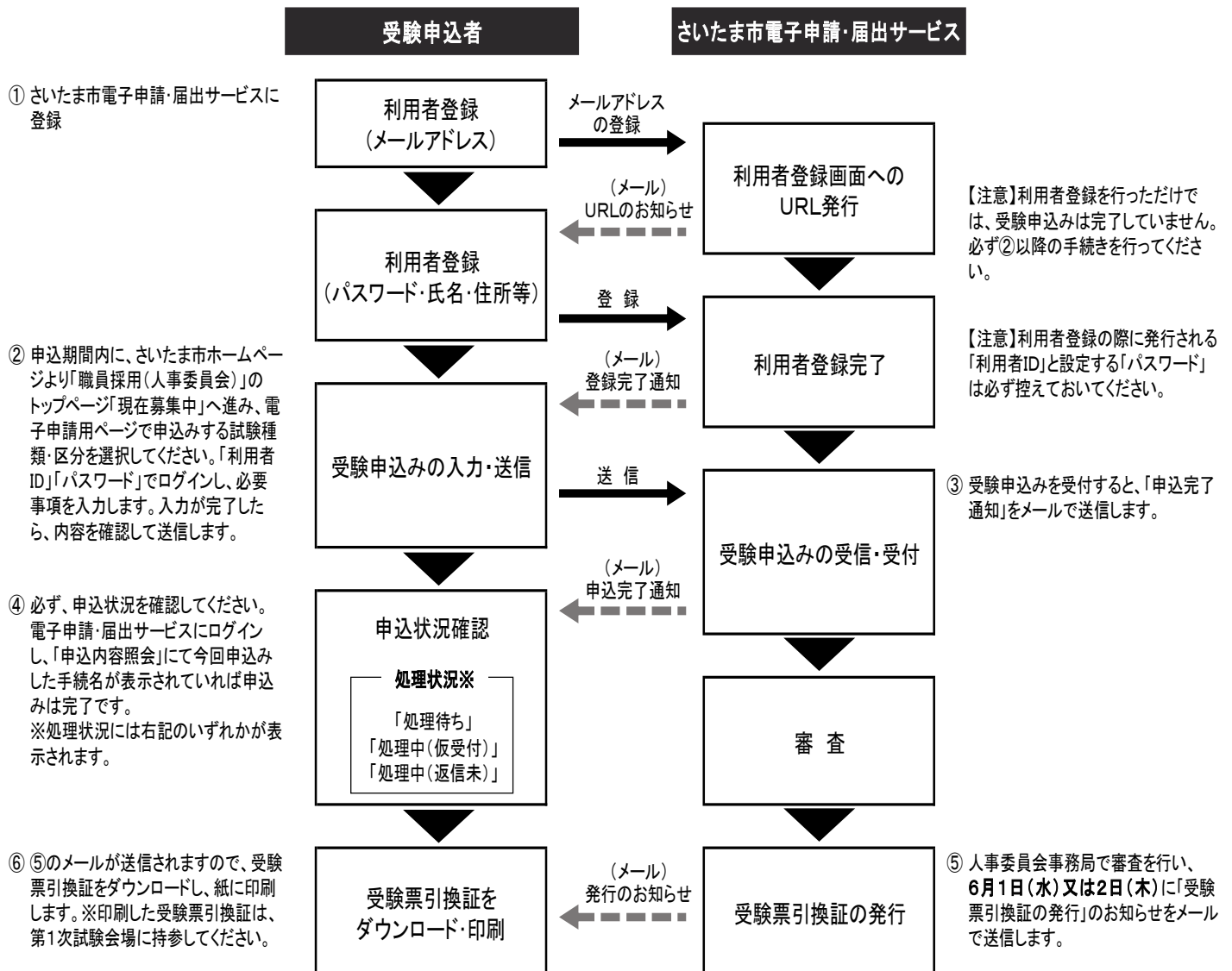
パソコン又はスマートフォンから申込みできます。

さいたま市Webサイトトップページ(<https://www.city.saitama.jp/index.html>)から、[市政情報]→[募集]→[職員採用]→[職員採用(人事委員会)]と進み、受験資格や詳しい申込方法、動作環境等を必ず確認してから申込みください。

必要なもの	<p>① パソコン又はスマートフォン（インターネットに接続が可能なもの。それぞれ推奨の使用環境があります。事前によく確認してください。）</p> <p>② 受験者本人のメールアドレス</p> <p>③ A4サイズ用紙の印刷が可能なプリンタ（お持ちでない場合は、コンビニエンスストア等のプリントサービス等をご利用ください。）</p> <p>④ 受験者本人の顔写真（申込前3か月以内の撮影で、縦横比4:3のJPEG形式、鮮明で背景が白色又は水色等薄い色のもの。）</p>
申込期間	<p>令和4年4月25日(月)午前9時から令和4年5月13日(金)午後5時まで</p> <p>※申込期間中は24時間いつでも申込みできますが、システムのメンテナンス・停電等のため利用できない場合があります。</p> <p>※ご利用機種や環境等により、利用できない場合があります。</p>
受験票の交付	<p>6月1日(水)又は2日(木)（※職種により順次配信）より、さいたま市電子申請・届出サービスにログインし、申込内容照会画面から受験票引換証をダウンロード・印刷し、第1次試験会場に持参してください。担当試験官が受験票引換証を受験票（顔写真付）に引換えます。なお、受験票引換証がダウンロードできない場合は、6月7日(火)までに人事委員会事務局(電話 048-829-1778)までご連絡ください。</p>

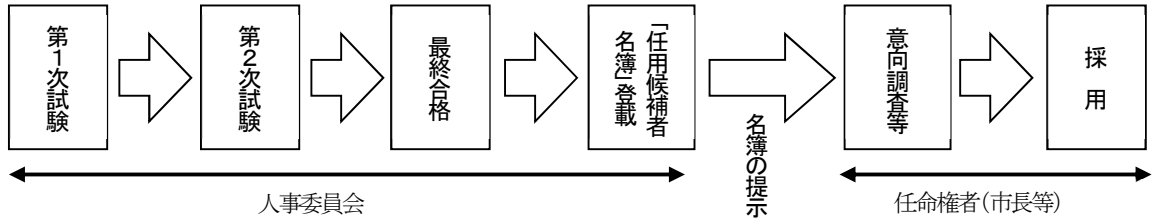
- ◆受験申込みは、1つの試験区分に限ります。また、受験申込後の試験区分の変更はできません。
- ◆電子申請・届出サービスの利用者登録が必要になりますが、その際に発行される「利用者ID」と、設定する「パスワード」は絶対に忘れないようにしてください。電子申請・届出サービスでの手続きが進められなくなり、受験することが出来なくなります。IDとパスワードは当人事委員会でも確認することができません。
- ◆インターネットによる申込みが完了すると、「申込完了通知」メールが送信されます。メールが届かない場合は、申込みが完了していない可能性がありますので、電子申請・届出サービス上で申請状況を確認してください。
- ◆このほか、電子申請・届出サービスの利用規約やホームページ上の注意事項をよく読み、時間に余裕を持って手続きをしてください。
- ◆けが等により、通常の椅子・机では受験に支障がある等配慮が必要な方は、必ず、インターネット申込時にその旨を入力してください。
- ◆申込みに使用した個人情報は、採用試験及び採用に関する事務以外の目的には使用しません。

インターネット(電子申請)による受験申込みの流れ



8 合格から採用まで

- 最終合格者は、試験区分ごとに成績順に任用候補者名簿に登録されます。人事委員会は、任命権者(市長等)からの請求に基づいて成績順に名簿を提示します。なお、名簿の有効期間は、原則として名簿登載の日から1年間です。
- 任命権者は、意向調査、健康診断等を行い、欠員の状況等に応じて順次採用します。したがって、任用候補者名簿に登載された人すべてが採用されるとは限りません。なお、採用の時期は、原則として令和5年4月1日(場合によりそれ以前に採用されることもあります。)となります。



- 受験資格がない場合や、申込内容に虚偽又は不正があることが判明した場合には、任用候補者名簿から削除されます。
- 最終合格発表後、履歴証明書を提出していただきますが、直近10年中、5年以上の職務経験期間の証明ができない場合は、任用候補者名簿から削除されます。

9 給与・勤務条件等

(1) 給与 令和4年4月1日現在の初任給は、次のとおりです(地域手当含む。)

(例) 22歳で大学卒業後、民間企業等で正社員として勤務した場合

年齢	民間企業等職務経験年数	初任給(円)
28歳	6年	246,905
35歳	13年	300,495

◆初任給は、民間企業等における職務経験年数等に応じ、一定の基準に基づいて支給されます。

◆このほかに、諸手当(通勤、扶養、住居、期末・勤勉、特殊勤務手当等)が、それぞれの支給要件に応じて支給されます。

(2) 勤務時間 原則として月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分

(3) 休日 日曜日、土曜日及び祝日並びに12月29日から翌年1月3日までの日

(4) 休暇 年間20日の年次有給休暇(4月採用者は当該年は15日)、疾病等の場合に与えられる病気休暇、結婚・出産・忌引等の特別休暇、日常生活に支障がある者の介護をする場合に与えられる介護休暇等があります。

(5) その他 ア 配属先によっては、勤務時間、休日が異なる場合があります。

イ 給与、勤務時間等は、条例等の改正(給与改定等)により、変更(減額を含む。)される場合があります。

10 その他

(1) 第1次試験当日は、受験票引換証、面接カード(事前に記入してください。)、HBの鉛筆又はシャープペンシル数本(鉛筆推奨)、プラスチック消しゴム、昼食、上履き、下足入れを持参してください。

(2) 指定の時刻までに必ず着席してください。なお、着席時刻に遅れた場合は、原則として受験できません。当日は、時間に余裕を持って来場してください。また、当日の交通機関の遅延等に備え、代替経路等を事前に確認しておいてください。

(3) 試験会場の下見はできません。また、会場に電話等で直接問合せすることは禁止しますので、人事委員会事務局(電話 048-829-1778)へ問合せください。

(4) 駐車場は用意していません。自家用車ででの来場は禁止します。また、近隣の迷惑となりますので試験会場周辺の路上や商業施設等への駐車は、送迎時の待機も含め絶対にしないでください。けが等により送迎が必要な場合は必ず事前に人事委員会事務局(電話 048-829-1778)へ問合せください。なお、自転車、自動二輪で来場する場合は、必ず指定された場所に駐輪してください。

(5) 携帯電話・スマートフォン・ウェアラブル端末等の電子機器の使用(時計、カメラ、録音機としての使用を含む。)は固く禁止します。試験中に電源が切られていない場合は、以後の受験を停止し、失格とする場合があります。

(6) 試験会場は、休憩時間及び昼食時を含め、終日禁煙です。

(7) 試験会場の指定はできません。

日本国籍を有しない職員の担当業務について

「公権力の行使」又は「公の意思形成への参画」に携わる公務員については日本国籍を必要とするという「公務員に関する基本原則」に基づき、本市では日本国籍を有しない職員は次の(1)に該当する業務及び(2)に該当する職に就くことはできません。また、昇任についての考え方は(3)のとおりです。

(1) 「公権力の行使」に該当する業務

「公権力の行使」に該当する業務は次のとおりです。

- ・市民の権利や自由を一方的に制限することとなる業務
- ・市民に対して一方的に義務や負担を課すこととなる業務
- ・市民に対して強制力をもって執行する業務
- ・その他公権力の行使に該当する業務

(2) 「公の意思形成への参画」に該当する職

「公の意思形成への参画」に該当する職とは、本市の行政について企画・立案・決定等に関与する職であり、具体的には、

- ①「さいたま市事務専決規程」等に定める専決又は代決をすることができる課長以上の職
- ②本市の基本施策の決定等(基本計画の策定、予算の編成、組織、人事、労務管理等)に携わる職が該当します。

(3) 昇任について

日本国籍を有しない職員についても「公務員に関する基本原則」に反しない範囲において昇任が可能です。

Q. 専門試験で大学卒業程度の問題が出ますが、大学卒業者でない受験できませんか？

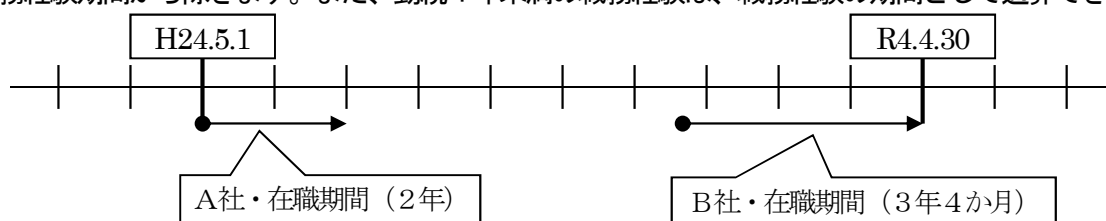
A. 大学卒業程度の試験とは、大学卒業（見込み）者を対象とするという意味ではなく、大学卒業程度の学力を必要とするということです。年齢要件や職務経験期間等の受験資格を有していれば、学歴に関係なく受験ができます。

Q. 「直近10年中に通算5年以上の職務経験」とはどのような場合が該当しますか？

※直近10年中とは、平成24年5月1日から令和4年4月30日までをいいます。

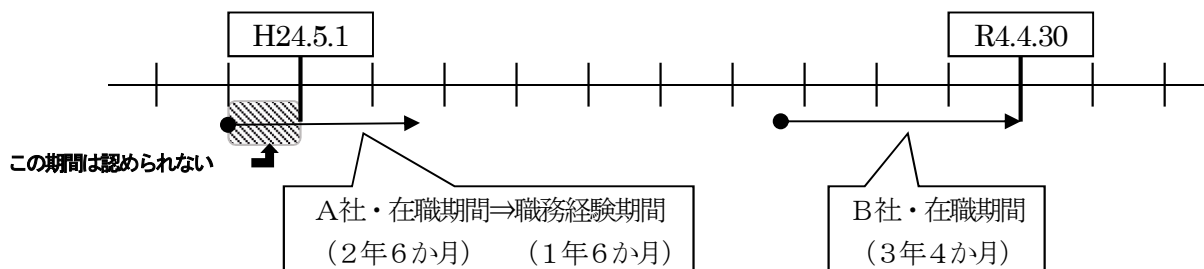
【例1】認められるケース

下図のように、直近10年中の勤務状況が、A社で在職期間が2年、B社で在職期間が3年4か月であった場合、職務経験はそれらの期間を通算して5年4か月となるので、「5年以上」という要件を満たします。ただし、短時間労働者（パート労働者）としての期間、休職等で会社を休んでいた期間、さいたま市職員として勤務していた期間は、職務経験期間から除きます。また、勤続1年未満の職務経験は、職務経験の期間として通算できません。



【例2】認められないケース

下図のように、これまでの勤務状況が、A社で在職期間が2年6か月（うち直近10年間中の期間は1年6か月）、B社で在職期間が3年4か月であった場合、職務経験はそれらの期間を通算して4年10か月となり、「5年以上」という要件を満たさないことになります。



Q. 派遣社員の職務経験期間は通算できますか？

A. 派遣先として同じ事業所に継続して1年以上勤務していれば、職務経験期間として通算できます。ただし、派遣先の事業所ごとの勤務期間が1年未満の期間は、実働期間が継続していても職務経験期間として含めることができません。

Q. 勤務していた会社が倒産し、勤務証明等が提出できない場合どうしたらいいですか？

A. 勤務していた会社が倒産してしまった等のやむを得ない理由で、職歴証明書が提出できない場合には、雇用保険受給資格証明書等、職歴が証明できる書類を最終合格発表後に提出していただきます。

Q. 過去の試験問題は公開していますか？

A. 第1次試験（筆記試験）の試験問題については、一切公開していません。専門試験の出題形式や難易度の参考として、例題をホームページに掲載しています。

また、第2次試験の経験論文試験については、過去に出題した課題をホームページに掲載しています。

令和3年度の実施結果

試験区分		第1次試験		第2次試験	
		受験者数(人)	合格者数(人)	合格者数(人)	倍率(倍)
民間企業等経験者 (技術職)	土木	19	11	6	3.2
	建築	16	11	2	8.0
	電気	10	4	1	10.0
	機械※1	7	4	2	3.5

※1 令和2年度に実施した試験の結果です。

問合せ先

さいたま市人事委員会事務局任用調査課
 〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4
 電話 048-829-1778 FAX 048-829-1963
 e-mail:ninyo-chosa@city.saitama.lg.jp

採用試験情報

ホームページ <https://www.city.saitama.jp/006/001/001/001/index.html>
 ツイッター https://twitter.com/Saitama_saiyou



ホームページ



ツイッター

※e-mailで問合せの際は、氏名と電話番号をお知らせください。(内容によっては、電話で回答させていただく場合があります。)

この受験案内は1,000部作成し、1部当たりの印刷経費は22円(概算)です。